

江田島市教育委員会会議録

令和2年8月24日(月) 令和2年第12回教育委員会会議定例会を江田島市教育委員会会議室において開催しました。

1 開会及び閉会に関する事項

開会 午前 10時00分

閉会 午前 11時24分

2 出席者 (5名)

教育長 小野藤 訓

教育長職務代理者 三島 雅司

委員 樋上 美由紀

委員 柳川 政憲

委員 泊野 仁美

3 出席説明員

教育次長 小栗 賢

学校教育課長 山近 宏

生涯学習課長 松岡 弘倫

学校給食共同調理場総括場長 福岡 洋

大柿自然環境体験学習交流館長 西原 直久

4 事務局

学校教育課

学校教育課主任指導主事 河野 諭恵

総務係長 濱岡 晶子

5 傍聴人

なし

6 議事日程

(1) 教育長報告

(2) 会議録署名委員の指名

(3) 議案第20号 江田島市立学校施設使用条例の一部を改正する条例案について

(4) 議案第21号 江田島市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則案について

- (5) 議案第 22 号 令和 3 年度に市立中学校で使用する教科用図書の採択について
- (6) 議案第 23 号 令和 3 年度に小・中学校特別支援学級で使用する教科用図書の採択について
- (7) 承認第 12 号 令和 2 年度江田島市一般会計補正予算（第 3 号）（教育委員会関係分）について
- (8) 承認第 13 号 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について
- (9) その他

7 議事の概要

○ 教育長

ただ今から、第 12 回江田島市教育委員会会議定例会を開会します。

ただ今の出席者は 5 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

○ 教育長

それでは、審議に入る前に、10 ページの議案第 22 号は、教科用図書の採択に関する案件で、これまでも、静ひつな審議環境を確保するという意味で、非公開としておりました。また、30 ページの議案第 23 号に關しましては、小・中学校特別支援学級で使用する教科用図書と言う事で、内容から、個人が特定できる可能性があると思われま

次に、99 ページの承認第 13 号ですが、これは、人事に関する案件でございます。

以上の事から、この 3 件については、公開しないで審議する事が適当ではないかと思

いますが、いかがでしょうか。

(全員異議なし)

○ 教育長

それでは、お諮りいたします。

議案第 22 号「令和 3 年度に市立中学校で使用する教科用図書の採択について」と議案第 23 号の「令和 3 年度に小・中学校特別支援学級で使用する教科用図書の採択について」及び、承認第 13 号の「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」は、公開しないことに賛成の方の、挙手をお願いします。

(全員挙手)

○ 教育長

挙手全員と認めます。

従いまして、議案第 22 号「令和 3 年度に市立中学校で使用する教科用図書の採択につ

いて」と議案第 23 号「令和 3 年度に小・中学校特別支援学級で使用する教科用図書の採択について」及び、承認第 13 号「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」は、公開しないで審議することに決定いたしました。

○ 教育長

お諮りいたします。

ただ今、公開しないで審議することに決定しました、議案第 22 号と議案第 23 号については、日程を変更し、日程第 7 の次に審議したいと思います。

これに、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

○ 教育長

挙手全員と認めます。

従いまして、日程第 7 の承認第 12 号を日程第 5 に、日程第 5 の議案第 22 号を日程第 6 に、日程第 6 の議案第 23 号を日程第 7 に変更することに決定いたしました。

○ 教育長

日程第 1, 「教育長報告」を行います。

それでは、議案書 2 ページをお開きください。

「教育長報告」を行います。

(省 略)

以上で、教育長報告を終わります。

○ 教育長

日程第 2, 「会議録署名委員の指名」は、会議規則第 15 条第 2 項の規定により、あらかじめ署名委員の順番を決めていますので、今回は、三島委員にお願い致します。

○ 教育長

日程第 3, 議案第 20 号「江田島市立学校施設使用条例の一部を改正する条例案について」を議題とします。

事務局から、説明をお願いします。

○ 教育次長

ただ今、上程されました日程第 3, 議案第 20 号「江田島市立学校施設使用条例の一部を改正する条例案について」でございます。

議案書, 3 ページをお開きください。

提案理由でございます。

旧切串中学校跡地売却に伴い、その敷地内にある切串小学校プールを廃止するため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、江田島市教育長に対する事務委任規則第2条第3号の規定によりまして、委員会の意見を求めるものでございます。

内容でございます。

議案書4ページに改正条文を、5ページに新旧対照表を添付しております。

議案書5ページの参考資料をご覧ください。

現行、第2条関係の別表第1、学校プールの項から「切串・」を削ると言うものです。

議案書4ページにお戻りください。

附則として、「この条例は、公布の日から施行する。」としております。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 教育長

説明が終わりました。ご質疑はございませんか。

(全員質疑なし)

○ 教育長

それではこれで、本件の審議を終わります。

採決に移ります。議案第20号「江田島市立学校施設使用条例の一部を改正する条例案について」は、原案のとおり決定することに、ご異議はありませんか。

(全員異議なし)

○ 教育長

全員異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○ 教育長

日程第4、議案第21号「江田島市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則案について」を議題とします。

事務局から、説明をお願いします。

○ 教育次長

ただ今、上程されました議案第21号「江田島市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則案について」でございます。

議案書、6ページをお開きください。

提案理由でございます。

県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例第7条第2項の規定に基づきまして、規則を制定する必要があるため、江田島市教育

長に対する事務委任規則第2条第2号の規定によりまして、委員会の議決を求めるところでございます。

議案書7ページと8ページに改正条文を、9ページには参考資料を添付しております。9ページの参考資料で説明させていただきます。

1、制定の趣旨でございます。

県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例第7条第2項の規定に基づき、江田島市教育委員会が江田島市立小学校及び中学校の教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより、学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るため、関係する教育委員会規則の整備をするものです。

2、教育委員会規則制定の背景及び主な内容です。

学校における働き方改革を推進するため、教育職員のサービスを監督する教育委員会は、所管の学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針（以下「方針」という。）を教育委員会規則等で定めることについて、教育委員会が講ずべき措置として規定されています。

このことから、本市においても、江田島市立学校における働き方改革の取組の一環として、教育職員の在校等時間を管理し、長時間勤務を縮減するため、江田島市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則を制定するとともに、方針を策定するものです。

対象職員は、江田島市立学校の教育職員（校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師）とし、上限時間は、原則、1年について360時間以下、1か月について、45時間以下とします。

また、江田島市立学校の教育職員以外の職員（事務職員、学校栄養職員）については、36協定に基づく時間外労働の上限規制が適用されるので、これに含みません。

議案書、7ページをお願いします。

第1条で趣旨、第2条で定義、次ページの第3条で、業務量の適切な管理という事で、具体的な限度時間数、第4条で教育長への委任事項という条建てになっております。

附則として、「この規則は、令和3年4月1日から施行する。」としております。

これは、今年度を準備期間としてとらえるための措置でございます。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○ 教育長

説明が終わりました。ご質疑はございませんか。

○ 三島委員

現状について教えてください。

○ 学校教育課長

昨年度の数値ではありますが、小中学校ともに月に45～80時間程度、時間外勤務をされる方が多いです。小学校では約50%、中学校では約64%の教育職員が、これくらい時間外勤務を行っているのが現状でございます。

これを今後、45時間以下にするように指導していきます。

○ 三島委員

1日何時間くらいでしょうか。

○ 学校教育課長

平日だと3時間以内だと思いますが、中学校は休日等の部活動の指導時間を入れますと、これくらいの時間数になるようです。

○ 柳川委員

具体的にはどのように短縮していくのですか。

○ 学校教育課長

現在、校務支援システムを利用して、今まで手書きだった成績表などを、システムを利用して作成等しております。また、会議等は終わりの時間を決め、その時間内で確実に終わるなどの取組をしており、小学校では時間外勤務がずいぶん減ってきております。

中学校では、やはり朝と放課後の部活動の指導があり、難しい部分もありますが、朝の部活動の時間のもち方などについて、今後校長会等で検討してまいります。

○ 教育長

他にご質疑がありますか。それではこれで、本件の審議を終わります。

採決に移ります。

議案第21号「江田島市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則案について」は、原案のとおり決定することに、ご異議はありませんか。

(全員異議なし)

○ 教育長

全員異議なしと認めます。よって本案の、原案のとおり可決されました。

○ 教育長

日程第5、承認第12号「令和2年度江田島市一般会計補正予算（第3号）（教育委員関係分）について」を議題とします。

事務局から、説明をお願いします。

○ 教育次長

ただ今、上程されました承認第12号「令和2年度江田島市一般会計補正予算（第3号）（教育委員会関係分）について」でございます。

議案書、91ページをお開きください。提案理由でございます。

令和2年度江田島市一般会計補正予算（第3号）（教育委員会関係分）につきまして、江田島市教育長に対する事務委任規則第5条第1項の規定に基づき、臨時に代理しましたので、同条第2項の規定によりまして、委員会へ報告し承認を求めるものでございます。

92ページをお開きください。「歳入」でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、6目教育費国庫補助金で細節名は「公立学校情報機器整備費補助金（タブレット端末、ウェブカメラ購入費）」でございます。

同じく、同款、同項、同目で細節名は「公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金（校内無線LAN整備費）」でございます。

次に、21款諸収入、5項雑入、4目雑入で、3月分の牛乳代金の違約金代の4分の3の補助金です。

次ページ、93ページをお願いします。「歳出」の一覧表でございます。それぞれの事業の説明につきましては、94ページからの資料で説明致しますので、次ページをお開きください。

学校教育振興一般事業でございます。

1、要旨です。これからのICTを基盤とした時代を生きる子供たちのために、環境整備が必要であると言ったことから、文部科学省が進める、GIGAスクール構想実現のために、大きく、次の2つを整備して参ります。

1つは校内無線LANの整備、もう一つは、児童生徒1人に1台のタブレット端末等を整備するというものでございます。

2、事業内容でございます。

(1)にございますように、事業費全体は、1億9,567万3千円で、内容につきましては、(2)にもございますように、AからGまで、7つの事業を予定しております。

Aは、児童生徒全員がタブレットを使用しても耐えうる校内無線LANの環境整備と、電源キャビネット（タブレット保管庫&充電用）の整備費として8,605万円を、次にBは、児童生徒1人1台のタブレット端末と学習ソフト（各学年向けドリル）の整備費として、6,533万円を、次にCは、教師用のタブレット端末の整備費として、613万9千円を、次にDは、タブレット端末の整備に伴うセキュリティソフトの導入費と5年間の保障パックに加入するための費用として、3,463万6千円を、次にEは、オンライン授業用のWebカメラを1学級あたり1セット整備し、遠隔学習のための環境整備費として、60万5千円を、次にFは、教育系ネットワーク回線増設作業費として、191万3千円を計上しております。

これは現在の教育系ネットワークの回線を増設し、高速通信にも耐えられるようにし、

併せて設定変更や新規でプロバイダ契約を行うものです。

最後にGでございます。事前に、各家庭におけるネット環境を調査し、その結果、約100世帯でネット環境がないことが判明しました。

そういった家庭へ、モバイルWi-Fiを貸与するため、Wi-Fiルーターを購入するための家庭学習環境整備費として、100万円を計上しております。

また(1)の表にもございますように、これらの事業内容の多くは、文部科学省からの補助金と、今回の新型コロナウイルス感染症に係る地方創生臨時交付金を活用させていただくこととしておりますが、Dの「セキュリティソフト導入費及び保障パック加入費」と、Fの「教育系ネットワーク回線増設作業費」につきましては、一部市費を計上させて頂いております。

3、最後に今後の方針及びスケジュールでございます。

これからのスケジュールは、全ての事業に置きまして、補正予算が確定致しましたので、速やかに発注し、今年度内には整備を完了し、次年度から運用を開始する予定でございます。

95ページをお開きください。

小学校及び中学校の施設維持管理事業でございます。

1、本設置に係る要旨でございます。

今年度、新型コロナウイルス感染症に伴い臨時休校が長期化したため、夏季休業中にも授業を実施することから、小中学校のエアコンが設置されていない理科室等の特別教室へ、エアコン、気化式冷風機及び扇風機の設置を行うため、補正予算要求を行うものでございます。

2、次に事業内容でございます。

(2)にございますように、事業費として、補正予算要求総額は2,168万円で、設置する教室は、江田島中学校は音楽室へ、その他の学校はすべて理科室に設置する予定です。

また、Aのエアコンの部分につきましては、教室の広さや設置する場所の配管等の関係から、事業費に差が生じております。

また、Bの気化式冷風機は、一台28万8千円、扇風機は一台、1万円を予定しております。

3、今後のスケジュールでございます。

これにつきましても、補正予算が可決されましたので、速やかに発注手続き等を開始しております。8月中には、設置完了できるようしっかりと進めて参ります。

96ページをお開きください。

給食センター管理運営事業でございます。

概要といたしましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、広島県農林水産局畜産課が指定した乳飲料製造業4社のうち、本市と契約している広島協同乳業株式会社から補てん・補助の依頼に対応するためのものです。

取りまとめは公益財団法人、広島県学校給食会が行っており、県内全域で同様の措置を行うものです。

対応としましては、1つ目は、学校臨時休業対策費補助金（学校給食費返還等事業）でございます。

令和2年3月に学校給食で使用する予定であった牛乳について、令和2年3月2日から3月25日までの17日間休校しましたので、その間の給食休止に伴う損益分として、40万8,606円を本市が支払い、その内4分の3に当たる30万6,000円が、学校臨時休業対策費補助金として補てんされます。

2つ目は 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（学校給食牛乳配送業者支援事業）でございます。

休校により、学校給食で牛乳が使用されなくなり、事業収入が赤字となったため、令和2年4月15日から4月30日までの11日間分、31万1,514円を交付するものでございます。これにつきましては、全額交付金により補てんされます。

97ページをお開きください。

図書館管理運営事業でございます。

1、「ねらい」でございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止と利用者への安全対策、また、不要な外出を控えていただく「新しい生活様式」に繋げることを「ねらい」としています。

2、「事業概要」でございます。

一つ目が、「公共的空間安心・安全確保事業」を活用しまして、図書館の入口に利用者の手指を消毒する消毒液や、館内を除菌・清掃する消毒液を購入するほか、利用者が安心して図書等の閲覧やDVD等の視聴ができるよう、机上等に飛沫防止アクリルボードを設置するなどし、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を行い、図書館における安全・安心の確保を実施します。

二つ目が、「図書館パワーアップ事業」を活用しまして、今後、在宅で過ごす時間が増加すると思われることから、自宅で読書をすることで、有意義な時間を過ごし、少しでも外出抑制につながることを、またその為に、利用者のニーズに応えた図書を購入し、蔵書の充実を図り、借りてもらえる人を増やすという事業でございます。

また、不特定多数の利用者が触れた図書を殺菌・消毒するため、「図書消毒機」を導入します。その事により、安心して図書館が利用できる、本が借りられる環境づくりを進めて参ります。

3、「予算額」でございます。

この2事業の合計額は309万5千円です。

なお、実施経費は「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の充当を見込んでおります。

最後、98ページをお願いします。

この度の臨時議会における他部局のコロナ対策の補正予算の一覧表でございます。参

考に見ておいてください。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

○ 教育長

説明が終わりました。ご質疑はございませんか。

○ 三島委員

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金というのは、全体でいくらかくらいあるのですか。

○ 生涯学習課長

約4億円程度だったと思います。

○ 教育長

他にご覧ですか。それではこれで、本件の審議を終わります。

採決に移ります。承認第12号「令和2年度江田島市一般会計補正予算（第3号）（教育委員会関係分）について」は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（全員異議なし）

○ 教育長

全員異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり承認されました。

○ 教育長

日程第6，議案第22号「令和3年度に市立中学校で使用する教科用図書の採択について」を議題とします。

（非公開）

○ 教育長

日程第7，議案第23号「令和3年度に小・中学校特別支援学級で使用する教科用図書の採択について」を議題とします。

（非公開）

○ 教育長

日程第8，承認第13号「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」を議題とします。

（非公開）

○ 教育長

以上で、本日の会議に付された審議事項は、すべて終了いたしました。

次の教育委員会会議は令和2年9月23日（水）午前9時20分から中町小学校で開催します。

以上で閉会します。

江田島市教育委員会会議規則の規定により、ここに署名する。

江田島市教育長

署 名 委 員